

議案第五十九号

育児休業に係る給与等に関する条例の一部改正について

次のおり育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年六月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年六月七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

育児休業に係る給与等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業に係る給与等に関する条例（昭和五十一年三朝町条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百十四条第二項」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第百十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。